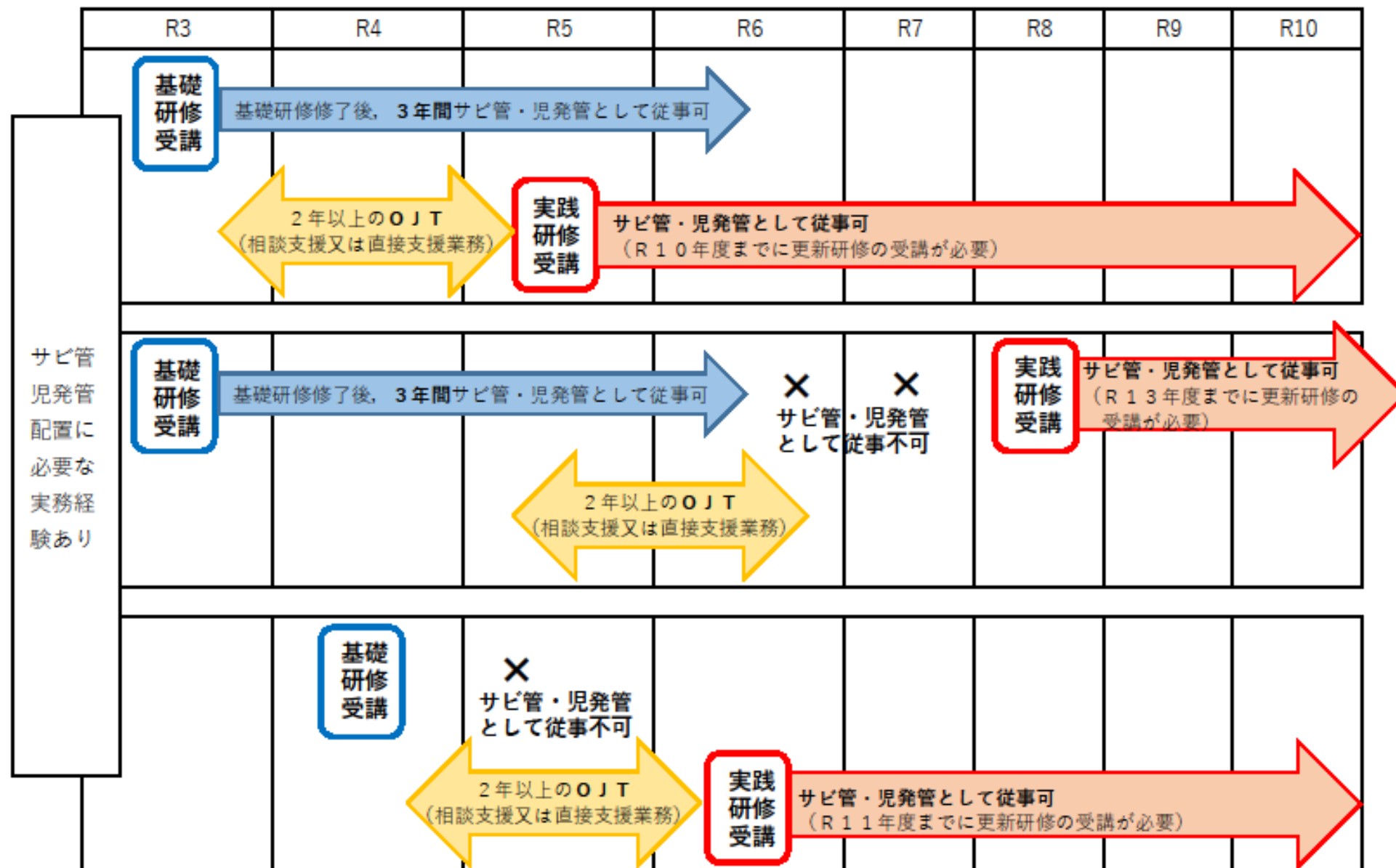
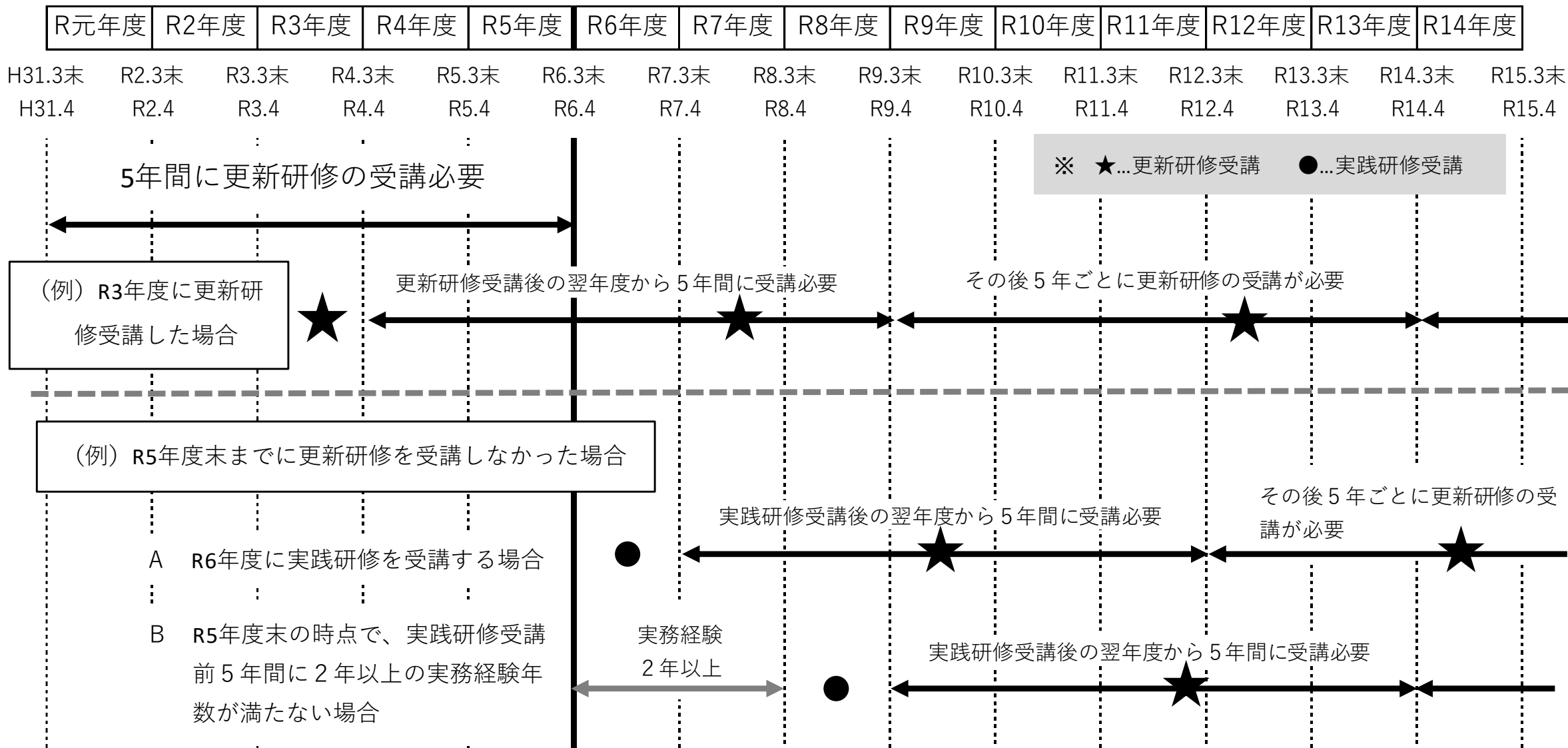


資料 3

サビ管・児発管研修関係および 実務経験証明書について

令和元年度から令和3年度までのサビ管・児発管基礎研修の受講者





平成30年度末までに旧サービス管理責任者研修（分野別研修）及び相談支援従事者研修（サービス管理責任者児童発達支援管理責任者向け研修）受講済みの方に係る更新研修受講の考え方について（抜粋）

（令和元年（2019年）7月1日付障福第1153号北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長通知）

実務経験証明書について

- ・ 実務経験は、原則として「実務経験証明書」により確認しております。
- ・ 従事中のサビ管・児発管についても実務経験証明書を取り寄せ、**実績を確認**してください。（指定時や変更時には、提出いただいております。）
- ・ **確認が得られない場合には、出来るだけ早急に別の有要件者に交代**させてください。

例）経歴書では、サビ管の実務経験要件を満たしているが、実務経験証明書を取り寄せようとしたところ、過去に勤めていた法人が倒産しており、証明書の発行が出来ない。

- 当該法人での経験年数は除いて経験年数の計算をしてください。
- 結果的に経験年数を満たせない場合は、別な有要件者を配置してください。

- ※ **実地指導で判明した場合は、令和4年度から減算適用**いたします。
- ※ 実務経験証明書の発行依頼がありましたら、**快く発行**してください。